

♡ 要点まとめ（第24回_障害者に対する支援と障害者自立支援制度） ♡

● 「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」（問題56）

⇒ 最新の調査結果！（次の調査は令和4年の予定） 🗄️（国試ナビ（社会福祉士2022）P.93～🔍）



👉 ちょっと分量多め 🗄️ 基本は国試ナビでチェックしましょう 🗄️

国試ナビに載ってないのはPDF：P.53～、P.81あたりかと… 🗄️💡

【18～65歳の一月当たりの収入（PDF：P.54）】

🏆 第1位：6万～9万円

⇒ 障害年金の金額（2級：約6.5万円、1級：8万円ちよい）と一致👉

🏆 第2位：0～1万円

🏆 第3位：9万～12万円

表1 障害の種類別みた障害者手帳所持者数等

（単位：千人）

	総数	障害者手帳所持者			障害者手帳非所持者		
		障害者手帳の種類（複数回答）			自立支援給付等を受けている者※1	自立支援給付等を受けていない者	
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳		障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者	
平成28年	5,594	4,287	962	841	338	1,845	1,378※2
平成23年	4,792	3,864	622	568	320	1,888	1,329
対前年比（%）	116.7	110.9	154.7	148.1	105.6	97.7	103.7

※1 例えば、精神障害者保健福祉手帳を所持していないが、精神科医療機関に通院している者。

※2 このうち、福祉サービスを利用しておらず、福祉サービスの利用を希望する者の推計値は、258千人。

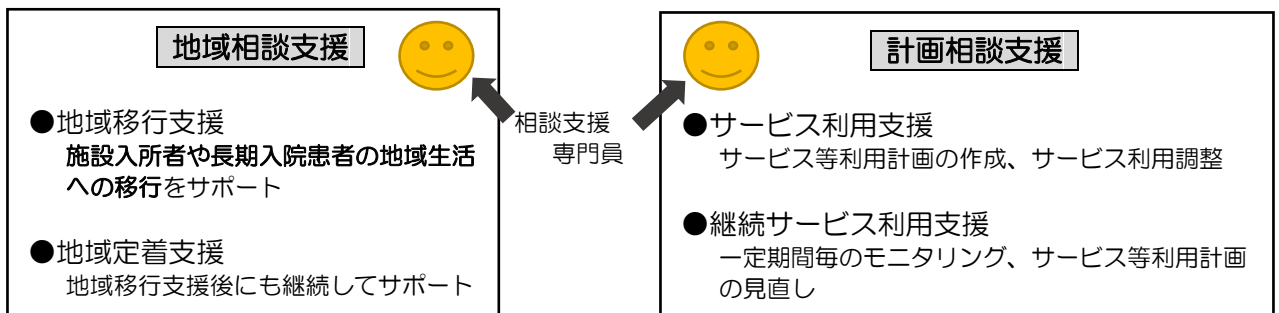
● 障害者総合支援法について（問題57）

⇒ 障害者総合支援法は全て押さえましょう 🗄️🗄️🗄️（国試ナビ（社会福祉士2022）P.100～111🔍）

・ 相談支援事業所の種類と役割（国試ナビ（社会福祉士2022）P.106🔍）

↓ 一般相談支援事業（指定：都道府県）

↓ 特定相談支援事業（指定：市町村）



圧倒的にこっちの方がたくさんある！

・自立支援給付の種類

- **介護給付**：障害支援区分によって受けられるサービスに違いあり。
⇒（国試ナビ（社会福祉士2022）P.102 Q）
サービス利用時の自己負担金は課税状況により異なる。
⇒（国試ナビ（社会福祉士2022）P.108 上 Q）
公費負担は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。
- **訓練等給付**：障害支援区分に関係なくサービスを受けることができる。
サービス利用時の自己負担金は課税状況により異なる。
⇒（国試ナビ（社会福祉士2022）P.108 上 Q）
公費負担は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。
- **自立支援医療**：医療費の自己負担額に上限を設ける制度。お金がなくても治療が継続できるように…。
精神科病院ではめっちゃくちゃよく聞くメジャーな制度の1つ🎵
⇒（国試ナビ（社会福祉士2022）P.104 Q）
- **補装具**：義肢や車いすなどのレンタル、購入の際に給付される。**事前申請!**
⇒（国試ナビ（社会福祉士2022）P.105 Q）
- **地域相談支援**：自己負担金なし👉👉
- **計画相談支援**：自己負担金なし👉👉

・基幹相談支援センター（問題57）（国試ナビ（社会福祉士2022）P.107 Q）

⇒地域の障害者福祉に関するよろず相談窓口みたいなところ👉

主な役割、配置されている職種、連携する他機関や自立支援協議会…あたりが Point かと👉👉

・厚生労働大臣、都道府県、市町村それぞれの役割（問題58）

⇒**ポイント👉**：扱う事務処理の内容や規模、対象を想定して理解する！

厚生労働大臣

- ・「自立支援給付等～円滑な実施を確保するための基本指針」を定める
↑全都道府県にまたがった共通の方針

都道府県知事

- ・市町村の決定（介護給付費に関する処分）に**不服がある場合**の審査請求先

市町村

- ・個人に対する**障害支援区分**の認定
- ・個人に対する**訓練等給付**の支給決定

●知的障害者福祉法（問題 60）

⇒出題されたところから、概要を押さえていきましょう📖✦

- ・1960年 **精神薄弱者福祉法** 成立 ⇒ 1998年 **知的障害者福祉法** へ改称
- ・知的障害者更生相談所の設置…都道府県は**必ず!** (国試ナビ(社会福祉士2022) P.205Q✦)
- ・知的障害者福祉司の配置…都道府県は(知的障害者更生相談所に) **必ず!**
市町村は福祉事務所に配置することが出来る
(国試ナビ(社会福祉士2022) P.206Q✦)
- ・知的障害者であることと、精神科病院に医療保護入院となることは無関係です🙄👁
- ・知的障害者の定義…なし👉
- ・療育手帳の規定…なし👉👉 (国試ナビ(社会福祉士2022) P.92Q✦)

●障害者雇用促進法（問題 62）

⇒一度概要を整理しておきましょう📖 (国試ナビ(社会福祉士2022) P.179~180Q✦)

【ざっくりまとめ】

一定以上の規模の会社は一定割合の障害者を雇用しましょう(法定雇用率の算定)。
障害者雇用の割合が規定に満たない会社からはお金を徴収します(障害者雇用納付金)。
そのお金は障害者をより多く雇用している会社に支給します(障害者雇用調整金)。

法定雇用率：障害の程度、労働時間によって算定方法が異なる。

精神障害者は精神障害者保健福祉手帳取得者のみ算定可👁

国、地方公共団体など…2.6%
都道府県等の教育委員会…2.5%
民間企業(46.5人以上の規模)…2.3%

←ちょっとずつ引き上げられてきて、今ココ!

●障害者優先調達推進法（問題 62）

⇒障害者が就労によって経済的な基盤を確立できるように…👁

「国や独立行政法人等の公的機関は、**率先して**障害者就労施設などから**優先的・積極的に**物品やサービスを購入しましょう！」

※障害者就労施設から何か購入したからといって、障害者を雇用しているとは見なすことは出来ません🙄
それ(障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の算定)とこれ(優先調達推進法に基づく物品等購入)とは別の話!

●事例問題（問題 59）

⇒「本人主体」をテーマにしたパターン。よくあるタイプなので、出題されたらラッキー👁👁

【原則】

“支援方針を検討する”という場面で、**本人以外の誰か**(家族、他の専門職、ソーシャルワーカーなど)の**意思によって事が進むことはない**👁
意思表示が難しい人(重度の障害者、認知症の人、子どもなど)の場合には、**可能な限り本人の意思を確認したり尊重したりしようという姿勢が示されているかどうかで判断する**👁

【例外】

命の危機に瀕している場合の危機介入⚠
⇒本人の意思を確認する云々よりも、**命を守ること優先!!**

●障害者基本法（問題61）

* 日本 🇯🇵 *

- 1970年 心身障害者対策基本法 成立
- 1993年 心身障害者対策基本法 改正
 - ・障害者基本法へ改称
 - ・精神障害者も対象に☺
 - ・国の障害者計画策定を義務化
 - ・政府から国への報告書（障害者白書）提出
- 2004年 障害者基本法 改正
 - ・障害者の差別禁止（👉具体的な内容なし）
 - ・県、市の障害者計画策定を義務化
- 2011年 障害者基本法 改正
 - ・共生社会の実現
 - ・「合理的配慮」の概念
 - ・社会モデルに基づく障害者の概念
 - ・障害者の定義拡大（**その他の**心身機能障害…）

障害者虐待防止法 成立

 - ・家庭、福祉施設、職場での、**養護者、職員、事業主等**による、**身体的/性的/心理的/経済的虐待とネグレクト**🚫
 - ※病院、学校は適用外
- 2012年 障害者優先調達推進法 成立
 - ・公的機関は障害者就労施設等から積極的に買う！
 - ※買ったことと、障害者を雇用したこと（障害者雇用促進法における障害者の雇用率）は無関係☺
- 2013年 障害者基本法 改正
 - ・「障害者差別の禁止」を具体化

↓

障害者差別解消法 成立

 - ・合理的配慮をしない=障害者差別
 - ・行政⇒差別禁止！
 - ・民間⇒差別をしないための**努力義務**

障害者雇用促進法 成立

 - ・雇用分野での差別禁止を推進
 - ・障害者の法定雇用率を規定
 - ⇒国などの行政>教育委員会>民間企業
 - 精神障害者（**手帳所持者のみ**）も算定可✦
- 2021年 障害者差別解消法 改正（3年以内に施行）
 - ・民間⇒**差別禁止**！
 - （ただし、過度の負担にならない範囲で）

* 世界 🌐 *

- 1976年 「1981年を国際障害者年に！」
(by 国連)
- 1981年 国際障害者年「完全参加と平等」
- 2007年 障害者権利条約 署名
 - ⇒ 障害者差別への具体的な対策
 - ・合理的配慮という概念の欠如
 - ・教育や就労等における平等や包摂等に関する日本国内の法律が未整備…

「守ろうと思う」という意思表示



- 2014年 障害者権利条約 批准

法律としての効力を発揮✦